

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例（平成23年3月23日京都市条例第67号）（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）

次のとおり、基金の金額を引き上げるとともに、基金を処分することとしました。

- 1 寄付の受納に伴い、次のとおり基金の金額を引き上げます。

基金名	改正前	改正後
山下奨学基金	25,000,000円	26,000,000円

- 2 日産建設奨学基金及び福谷奨学基金を処分します。

上記1の改正は平成23年3月23日から、上記2の改正は同年4月1日から施行することとしました。

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年3月23日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 67 号

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を次のように改正する。

別表中「25,000,000」を「26,000,000」に、

「

戸田奨学基金	2,000,000
日産建設奨学基金	13,000,000
福谷奨学基金	1,200,000

を

」

「

戸田奨学基金	2,000,000
--------	-----------

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、山下奨学基金に関する部分は、公布の日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)